

社会福祉法人 孝明

一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

当法人は、全ての職員が能力を十分に発揮することができるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2、目 標 年次有給休暇の取得日数を1日増やす

3、取組内容と実施時期

令和4年 4月～

就業規則に謳われている年次有給休暇の制度について周知する
あわせて仕事と家庭が両立するための制度として育児休暇や介護休暇、看護
休暇等の制度について改めて周知する

10月～

有給休暇の取得状況を把握し各部署の責任者に状況報告をして適切な勤務シ
フトの管理を促す